津幡町手話言語条例

手話は、手指の動きや表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、独自の語彙や文法体系を持っている。ろう者は手話を用いてお互いの気持ちを理解し、手話を大切に受け継ぎ、発展させてきた。平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語であると定義されたことで、国際的に認知されることとなった。また、我が国では、障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)において手話が言語として位置付けられた。

津幡町においても、「津幡町障害者福祉計画」に基づき、手話を母語として使う人の社会参加 を支援するため、種々の取組を推進してきた。

今後は更に、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、手話が言語として広く理解される社会の実現のため、町、町民、事業者等とが相互に連携して力を合わせていくことが求められている。

このため、障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくまちづくりの推進を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常 生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下に、ろう者が 手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の 者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境の整備をするために必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する手話に関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるとともに、町が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

- 第7条 町は、法第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、 次に掲げる施策について定め、これを実施するものとする。
 - (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
 - (2) 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策
 - (3) 手話による意思疎通支援に関する施策
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。